

食品安全委員会（第840回会合）議事概要

日 時：令和3年11月30日（火） 14：00～14：43
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長外6名
動画配信：行政機関5名、一般4名

- (1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- (2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・「ナイカルバジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- (3) ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について
・「フェロシアン化カリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループに依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・動物用医薬品「塩化ジデシルジメチルアンモニウム」に係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品「ニタルソン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「塩化ジデシルジメチルアンモニウムは、『暫定基準が設定された動

物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について』の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」

「ニタルソンは、これまで国内外においてADIの設定が行われておらず、遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、毒性学的な閾値の設定はできないことから、『暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について』の3の(2)に該当する。

本成分は、規格基準において『食品に含有されるものであってはならない。』とは規定されておらず、不検出として管理されていないことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。